

令和2年(2020年)6月30日

各報道機関 様

次のとおり資料提供しますので、どうぞよろしく申し上げます。

北海道教育庁空知教育局

行 事 等	令和2年度(2020年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会
日 時	1 空知北学区 令和2年(2020年)7月30日(木)10時00分~12時00分 2 空知南学区 令和2年(2020年)7月30日(木)14時15分~16時15分
場 所	1 空知北学区 たきかわ文化センター(滝川市) 2 空知南学区 岩見沢市文化センター(岩見沢市)
出 席 者	1 約80名 2 約50名
内 容	令和2年(2020年)6月2日(火)に公表した公立高等学校配置計画案(令和3年度(2021年度)~5年度(2023年度))についての説明と、計画決定に向けた地域の方々との協議(今年2回目の協議会、1回目は書面にて開催)
備 考	はじめにPTA関係者による分科会を30分程度実施し、終了後に市町・学校・PTA関係者等による全体会を開催します。(分科会については希望者がいなければ開催しません。)
取材(報道)にあたってのお願い	詳細は開催要項のとおりです。 当日の取材と報道について、よろしく申し上げます。
担 当	北海道教育庁空知教育局企画総務課総務係 橋本(電話0126-20-0130)

令和2年度(2020年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会 開催要項

1 目的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられ、これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため。

2 主催

北海道教育庁学校教育局高校教育課

3 運営

北海道教育庁空知教育局

4 開催日時・会場

学区	期日	日程		会場
		PTA分科会	全体会	
空知 北学区	7月30日 (木)	10時00分 ～ 10時25分	10時35分 ～ 12時00分	たきかわ文化センター 小ホール 滝川市新町3丁目6番44号 電話：0125-23-1281
空知 南学区	7月30日 (木)	14時15分 ～ 14時40分	14時50分 ～ 16時15分	岩見沢市文化センター 2F 音楽室 岩見沢市9条西4丁目1番地1 電話：0126-22-4233

5 参加対象者

参加対象者	参加する会議
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長</li> <li>・市町教育委員会教育長</li> <li>・高等学校長(道立高等学校については、代表校・中心連絡校、配置計画案の対象校及びPTA会長が出席する学校のみ)</li> <li>・中学校長・小学校長(各市町代表者1名ずつ)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">全体会 〔 PTA分科会への参加可能 〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区協議会又はPTA関係者 (各市町代表者2名、うち1名は小学校関係者)</li> <li>・経済団体関係者 (公立高校所在市町代表者1名)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">PTA分科会・全体会</p>

6 議題

- (1) 公立高等学校配置計画案(令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度))について
- (2) (仮称)地域創生に向けた高校魅力化の手引について

7 協議会の公開

協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとします。  
なお、傍聴に係る取扱いについては別添のとおりです。

## 8 その他

- (1) P T A分科会では、本道の高校教育を取り巻く環境と公立高校配置計画策定の基本的な考え方について、新たにP T A役員となった方を想定した説明を行った後、意見交換を行う予定です。
- (2) 全体会の最後に、「(仮称)北海道高等学校遠隔授業配信センター」からの遠隔授業の配信について、10分程度説明を行う予定です。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や手指の消毒、ソーシャルディスタンス等、「新しい生活様式」の実践にご理解とご協力をお願いします。  
なお、感染拡大の状況によっては、会議の開催方法等を変更する場合があります。

## 「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

北海道教育庁空知教育局

- 1 傍聴は15名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合。
  - (3) 前2号のほか、主催者において傍聴を不相当と認めた場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。

ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、参加を認めないことがあります。
- 5 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。